

通所介護におけるサテライト事業所の設置に係る取扱指針

平成28年1月

宮城県保健福祉部長寿社会政策課

1 目的

この指針は、通所介護事業所におけるサテライト事業所の指定及び届出の受理に係る取扱方針を定めるものとする。

2 設置の要件

(1) 設置可能な地域

地域に係る要件は設けない。ただし、主たる事業所とサテライト事業所で指定権者が異なる以下のケースについては、一体的な指定が困難であるため認めない。

- ・主たる事業所が仙台市以外にあり、仙台市内にサテライト事業所を設置すること。
- ・主たる事業所が仙台市内にあり、仙台市以外にサテライト事業所を設置すること。

(2) 利用定員について

サテライト事業所の乱立防止の観点から、利用定員については以下の要件とする。

- ・主たる事業所の利用定員は、19人以上であること。
- ・サテライト事業所の利用定員は、18人以下であること。

(3) 設置場所の距離関係について

主たる事業所とサテライト事業所の距離関係については、以下のとおりとする。

- ・主たる事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。
- ・サテライト事業所は主たる事業所と同一建物以外とし、同一建物内に設置する場合は、「サテライト」ではなく、「2単位」として扱う。

(4) 1の主たる事業所について設置可能な数について

1の主たる事業所に係るサテライト事業所の数は、2箇所までとする。

ただし、主たる事業所とサテライト事業所及びサテライト事業所同士の立地状況、従業員の兼務状況等を勘案し、2箇所のサテライト事業所の管理運営に支障がないと認められる場合に限り、これを認めることとする。

3 運営の要件

運営に当たっては、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（県解釈通知）第2-1に定める基準を遵守すること。

- ・利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ・職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他のサテライト事業所との間で相互支援が行える体制にあること。
- ・苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

- ・事業の目的や運営方針，営業日や営業時間，利用料等を定める同一の運営規程が定められること。
- ・人事，給与，福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

4 指定申請又は変更届提出の際の添付書類

サテライト事業所の設置を含む指定申請をする場合又はサテライト事業所を設置するための変更届を提出する場合は，以下の書類を提出すること。

- (1) 変更届【様式第3号】(変更の場合のみ)
- (2) 付表6-2
- (3) サテライト事業所の平面図
- (4) サテライト事業所の勤務体制一覧表
- (5) サテライト事業所に従事する従業者の資格証の写し，雇用関係の分かる書類
- (6) サテライト事業所の所在地が明示された運営規程
- (7) サテライト事業所に係る介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

5 申請・届出先

- (1) サテライト事業所に係る指定申請又は変更届の提出先は，主たる事業所を所管する保健福祉事務所（地域事務所）とする。
- (2) 指定申請書又は届出を受理した保健福祉事務所（地域事務所）は，当該申請又は届出の処理に当たり，必要に応じサテライト事業所の設置場所を所管する保健福祉事務所（地域事務所）と連携を行うこととする。
- (3) 申請・届出を行う事業所は，事前に4に掲げる書類を提出することとする。
 - ・サテライト事業所の設置を含む指定申請をする場合 指定申請時
 - ・サテライト事業所を設置するための変更届を提出する場合 設置しようとする月の前月15日まで